要支援１・２、事業対象者の方の新規サービス利用の流れ

新規サービス利用希望者
（要支援１・２、事業対象者）

地域包括支援センターにてご相談

利用したいサービス

通所型サービス
- 通所型サービスＡ
- 通所型サービスＣ
（短期集中予防サービス）

- 訪問型サービス（ヘルパー）
- 介護予防訪問入浴介護
- 介護予防訪問リハビリテーション
- 介護予防訪問看護
- 介護予防通所リハビリテーション

※医師の指示書がある場合、又は特別な理由がある場合は除く

その他サービス
（左に該当しないサービス）

訪問アセスメント
地域包括支援センター職員とリハビリ専門職によるご自宅訪問

必要な人へ適切な支援を提供していく仕組みです

サービス担当者会議

サービス担当者会議

サービス担当者会議

西東京市介護・介護予防キャラクター「けあけろ」

短期集中予防サービスの実施
※通所型サービスは事前に訪問アセスメントを実施

運動…通いの場…
趣味の活動…

セルフマネジメント支援
卒業後も自信をもって住み慣れた地域で暮らしていくための
セルフマネジメント支援を最大６か月間実施。

必要なサービスの提供

デイサービス…
ヘルパー…など